

原規規発第 2202107 号
令和 4 年 2 月 10 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄 殿

原子力規制委員会

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所
核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について

令和 3 年 11 月 30 日付け令 03 原機（科保）078 をもって申請があった標記の件について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 57 条第 1 項の規定に基づき、認可します。